

山形県教育委員会告示第 10 号

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和 8 年 6 月 19 日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

- 1 登録年月日及び記号番号
令和 8 年 6 月 10 日
山形第 6 号
- 2 設置者の名称及び住所
鶴岡市
鶴岡市馬場町 9 番 25 号
- 3 名称
鶴岡アートフォーラム
- 4 所在地
鶴岡市馬場町 13 番 3 号